

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】

現状では、本市への影響額や本市被保険者の税負担の状況が未定の部分がありますので、法定外繰入れの取扱いについて、直ちに申し上げることはできませんが、激変緩和策等の状況を注視し、今回の制度改革をソフトランディングさせるよう検討していく必要があると考えています。

(所管：国保年金課)

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】

国庫補助増額の国への要請に関しては、本市への影響額等が未定の部分がありますので、具体的には考えていません。しかし、平成30年度以降は、都道府県が財政運営の責任主体となることが定められていますので、安定的な財政運営を図れるよう、埼玉県と足並みをそろえてまいりたいと考えています。

(所管：国保年金課)

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【回答】

国保制度改革に伴う国民健康保険に対する公費による財政支援の拡充は、消費税増税分を財源とする1,700億円分が平成27年度から実施されており、本市においては、保険基盤安定繰入金に係る保険者支援分として、平成28年度には247,798,674円を繰り入れ、平成29年度には同額を予算措置しているところです。保険者支援分の増

額分を、国保税引下げに活用することについては、既にこれを予算措置することにより、税率の据置きに活用しているところですので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：国保年金課)

**④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。**

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

**【回答】**

本市の医療給付費分の応能割合は83.77%（平成27年度決算）と県内他市との比較でも高い状況となっており、低所得者に配慮した割合となっています。

(所管：国保年金課)

**⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。**

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

**【回答】**

国民健康保険事業特別会計の財政は厳しい状況であることから、子育て世帯を対象とした減免制度を市独自で講じることは、現時点では困難であります。

全国どこに住んでいても等しく軽減を受けられるよう、子どもに係る均等割保険税の軽減制度の創設については、全国市長会を通じて引き続き国に要請してまいります。

なお、本市の均等割は医療分では3千円と、県内他市との比較においても子育て世帯の方に配慮した金額となっています。

(所管：国保年金課)

**(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。**

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません(2016年社保協アンケート)。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

**【回答】**

国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第25条の規定に基づき対応しています。減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に適用しています。

税の申請減免制度の周知については、窓口や納税相談を通じて個別に説明していますが、国保広域化も含め、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等によ

り周知を図ってまいります。

なお、本市では、7割・5割・2割の軽減措置を設けています。

(所管：国保年金課)

### (3) 国保税滞納による資産の差押えについて

#### ① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇。2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

#### 【回答】

本市では納税者の皆様の自主納付を前提としていますが、納税が困難な方に対しては、納税相談等の機会を通じて収入支出の状況や所有財産の状況、そして滞納原因等を確認しています。その上で、必要に応じて納税の猶予制度や税の減免制度、生活保護制度、消費生活相談等を案内し、納税者の生活実態に即した対応を引き続き心掛けてまいります。

しかしながら、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上で差押えを執行しているところです。

なお、租税債権は、民事再生法上、再生手続によらず随時弁済すべき一般優先債権とされておりますので、納税相談等で納税者の状況を把握しつつ、法令を遵守した対応を行ってまいります。

(所管：納税課)

#### ② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法15条にもとづく2016年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

#### 【回答】

平成28年度(2016年度)における本市の地方税法第15条に基づく納税緩和の申請件数及び適用件数については、次のとおりです。

- ・徴収猶予 申請件数 1件 適用件数 0件
- ・換価の猶予 申請件数 0件 適用件数 0件  
(職権件数12件 適用件数12件)
- ・滞納処分の停止 8,176件 118,117,153円 (件数は期別)

**(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。**

2017年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より3自治体増え26(41%)、10件未満はゼロも含めて前年より1自治体減少し40(63.5%)となりついでいます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

**【回答】**

国民健康保険資格証明書の交付については、災害その他の特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税の納期限から厚生労働省令で定める期間(1年間)が経過するまでに、当該保険税を納付しない場合は、被保険者間の税負担の公平性を図る観点から、世帯主に被保険者証の返還を求めた上で、資格証明書を交付しています。今後も、国民健康保険税の収納率向上対策の一つとして、継続して実施していく考えです。

なお、本市では、平成23年10月の更新時から資格証明書の裏面に、病気及び負傷等の特別な事情が生じたときは、被保険者証を交付する旨の記載をしています。

(所管：国保年金課)

**(5) 窓口負担の減額・免除について**

**① 患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。**

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるとのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

**【回答】**

国保年金課以外の納税相談の中でも、疾病の有無等の生活状況をお伺いした上で、納税者の方が一部負担金の減免制度に該当すると判断される場合は、国保年金課の窓口を案内し、納税者の生活実態に沿った対応を図れるよう、各担当部署と協力し連携してまいります。

本市では、平成23年10月24日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けることを相当と認める事由がある世帯も対象としています。減免の所得基準については、生活保護基準額に対して100分の110を乗じて得た額以下の世帯については免除、100分の110を乗じて得た額を超え100分の120を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。

今後についても、国の動向や社会情勢等を注視し、適切に対応してまいります。

(所管：国保年金課)

**② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。**

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるように、広く周知してください。

**【回答】**

一部負担金減免制度の周知については、窓口において御説明するほか、市ホームページ、パンフレットのそれぞれに掲載し、周知を徹底しています。

なお、一部負担金の減免については、御用意いただく書類が申請者により異なることから、世帯の状況や事由を詳細に聞き取った上で、個別に審査します。このため申請については、国保年金課の窓口でお願いしたいと存じます。

(所管：国保年金課)

**(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。**

**① 市町村の運営協議会を存続させてください。**

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

**【回答】**

国民健康保険法の一部を改正する法律において、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされました。今後も、法律の規定に基づき運営してまいります。

(所管：国保年金課)

**② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

**【回答】**

新座市国民健康保険運営協議会の委員構成は、医療関係者や有識者のほかに、被保険者を代表とする委員及び被用者保険等保険者を代表とする委員に委嘱を行っており、広く市民の意見を取り入れています。

(所管：国保年金課)

**③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。**

国保運営協議会は昨年より4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

**【回答】**

新座市国民健康保険運営協議会は、傍聴可能となっており、議事録についても市ホームページにおいて公開しています。

(所管：国保年金課)

**(7) 保健予防活動について**

**① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。**

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげて

ください。

**【回答】**

特定健康診査（以下、特定健診とする。）の本人負担については、今年度も無料で実施いたします。

健診期間については、朝霞地区医師会との調整の中で、1月以降はインフルエンザ、風邪等の流行期間に入り、医療機関として患者が増加するため、特定健診を受け入れることが困難であるという医師会からの意見を踏まえ、朝霞地区4市が同じ健診期間として決定している経緯があります。このような状況から、現時点では、7月から12月までという特定健診期間の延長については難しいことを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、受診機会の拡大と利便性の向上を図っていくことが必要であると認識しており、特定健診期間外に健診を受診された場合でも助成させていただく「償還払い制度」を、1月から6月まで実施しています。この制度は、全額自費で健診を受診された方のうち、特定健診の基本項目を満たしている場合、特定健診の助成金額とほぼ同額の1万円を上限として助成をするものです。この制度を利用することで、特定健診対象者は年間を通じて市の助成を受けることができます。

健診項目については、本市では平成21年度から国が定めている特定健診の基本項目に追加項目を入れ、より健診項目の充実を図ってまいりました。平成28年度からは、新たに血小板、尿潜血検査を追加しています。特定健康診査の健診項目は4市（朝霞市、志木市、和光市、新座市）で、朝霞地区医師会と協議の上で決定していることもあり、これ以上の健診項目の追加は、本市の一存では決められるものではありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

（所管：国保年金課）

**② ガン検診を受診しやすくしてください。**

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

**【回答】**

本市では、全てのがん検診について、平成25年度から自己負担額を無料で実施しています。また、受診者の利便性向上のため、平成22年度から、集団がん検診と特定健診を同時に受診できる「総合健診」を開始し、昨年度は11回実施しました。個別がん検診においても、一部の医療機関では特定健診との同時受診が可能となっています。

なお、本市では、全てのがん検診を集団及び個別検診の併用で実施するとともに、複数のがん検診の同時受診についても可能としており、今後とも受診しやすい環境づくりに努めてまいります。

（所管：保健センター）

**③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。**

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

**【回答】**

これまで一日健康教室やすこやか広場等の住民の健康を増進する事業を通じて、生活習慣病予防や健康づくりに関する普及啓発を推進してまいりました。平成26年度

からは、本市の長寿支援課（平成29年度からは介護保険課）が介護予防事業の一環として、健康長寿のまちづくりを目指す「健康長寿のまちにいざ推進事業」を展開しており、保健センターの保健師もこの事業に参加しています。今年度は、更に実施会場を増やし、市内38か所の集会所等で各月1回健康体操と健康ミニ講座を開催しています。

こうした事業を通じて健康寿命の延伸を図り、各地区で自主的に行われている健康に関する取組についての情報収集や住民ニーズを把握するとともに、地域住民のつながりが強化され、地域住民が自ら健康づくりを目指した活動を促進していけるようなソーシャルキャピタルの土壌づくりを進めてまいりたいと考えています。

また、平成27年3月に策定しました「第2次いきいき新座21プラン」（第2次新座市健康づくり計画・新座市食育推進計画・新座市歯科口腔保健推進計画）に基づき、個人の健康づくりを地域社会全体で支え、多様な地域活動との連携を行い、健康長寿のまちづくりを目指して、今後10年間の健康づくりの取組を実施してまいります。

保健師の増員については、他の業務とのバランスを見ながら、必要に応じて検討をしてまいります。

（所管：保健センター）

## 2. 後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

#### 【回答】

本市では、後期高齢者人間ドック及び宿泊、入浴施設の利用助成などの長寿・健康増進事業について、県内他市町村と比較しても助成内容を充実して実施していますが、厳しい財政状況を勘案しますと、助成件数が年々増加傾向にある中、広く被保険者に御利用いただくためにも、更なる拡充は困難な状況です。

また、後期高齢者健康診査については平成20年度から、成人歯科検診（40歳以上5歳刻みで個別検診、集団検診とも）については平成25年度から、市独自の事業として自己負担分を助成していますので、市が指定する医療機関等で無料で受診できます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合（広域連合）の事業として、75歳年齢到達者を対象とした無料の歯科検診も実施されています。

実施期間については、契約に係る協議及び事務手続の都合上、健診、人間ドックは7月から翌年3月までの9か月間、本市の歯科検診は8月から翌年2月までの7か月間、広域連合の歯科検診は7月から翌年1月までの7か月間としており、現在のところ、通年で実施することは困難です。

被保険者への周知については、健康診査受診券を送付する際に全被保険者に健康診査及び人間ドックについて御案内しており、本市の歯科検診については、65歳以上の5歳刻みの年齢対象者にチラシを個別通知しています。また、広域連合においても、75歳年齢到達の対象者に対し、歯科検診の受診券を送付しています。

今後も機会を捉え、一層の周知に努めてまいります。

（所管：長寿支援課、保健センター）

### (2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

**【回答】**

法に規定されている資格証明書の発行については、被保険者間の負担の公平性、支援金を負担している若年世代の理解を得る観点から、国の方針に基づき対応しています。

保険料滞納者に対しては、文書及び電話による催告及び臨戸徴収等により、納付相談等の機会を設け、実情を十分に把握・検討し、きめ細かな対応に努めているところです。

(所管：長寿支援課)

## 2. **だれもが安心して介護サービスを受けられるために**

### 1. **訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。**

**また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。**

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

**【回答】**

本市においては、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したところですが、本事業には既存の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスを、同じ基準及び単価で位置付けるとともに、緩和した基準によるサービスとして、訪問型サービスA及び通所型サービスAを創設しました。

事業の運営主体としては、既存の事業者と同様に法人であることの要件を設けています。利用者の見込み数としては、要支援者の約半数が総合事業を利用することを想定しており、利用者負担の基準については、既存の保険給付同様の負担割合としているところです。

今後、本市においても団塊の世代が75歳を迎えるとともに、単身又は高齢者のみ世帯の増加、生産年齢人口の減少が見込まれているところであり、このような中で、元気な高齢者をサービスの担い手として養成し、自身の介護予防及び社会参加の機会としていただくため、市独自の研修を位置付けたところです。

本市においては、平成29年度、1年間をかけて総合事業へ移行することとしていますので、その利用状況等の進捗について随時把握するとともに、生活支援、介護予防及び社会参加を一体的に取り組むことのできるような施策を調査・研究してまいります。

(所管：介護保険課)

### 2. **地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。**



高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

**【回答】**

本市における介護予防事業は、市が主体となって展開しています。特に重視している事業として、「健康長寿のまちにいざ推進事業」が挙げられます。

この「健康長寿のまちにいざ推進事業」は、主に次の4つの取組により推進しています。

① 「にいざ元気アップ広場」の開催

にいざ元気アップ広場は、歩いて通える市内の集会所等（全38会場）において、健康体操や仲間づくりにつながるようなレクリエーション等を実施するものです。この広場では、日常的に健康づくりや介護予防を行うことの重要性について普及啓発し、身近な地域で主体的に活動を行う高齢者が増えていくことを目指しています。

② 「元気アップウォーキング」の開催

元気アップウォーキングは、介護保険課及び新座市老人クラブ連合会によるタイアップ事業で、老人クラブ会員とその他の65歳以上の参加者が共に市内の観光名所等をウォーキングすることにより、健康づくりと仲間づくりを促進する狙いがあります。

③ 「元気アップトレーニング」実施グループの立ち上げ支援

高知県の理学療法士が約10年前に開発し、全国に「いきいき百歳体操」の名称で広まっている体操を、本市においては、「元気アップトレーニング」の名称により普及啓発を行っています。具体的には、週1回以上自主的に活動を行うグループに対して、初期の体操指導や定期的な体力測定を実施しています。

④ 「にいざの元気推進員」の養成

上記①～③の取組の推進により、地域における主体的な健康づくり活動の推進及び仲間づくりの支援をしている場所ですが、より一層の地域活動の活発化を目指して、健康づくりのリーダーとしての役割を期待する「にいざの元気推進員」の養成を併せて行っています。

現在、「にいざの元気推進員」の方々には、主に①の「にいざ元気アップ広場」の運営に御協力いただくほか、③の「元気アップトレーニング」実施グループの見守り、又は自主的な健康づくりサークルの立ち上げ等により御活躍をいただいています。

次に、認知症に対する正しい理解の促進を目指した取組としては、「認知症サポーター養成講座」を実施しています。特に、平成29年度においては、7月8日（土）に「認知症になっても安心して暮らしていけるまちを目指して」というテーマにて、講演会の開催を予定いたしました。

本講演会においては、認知症に関する知識の普及啓発にとどまらず、周囲の人や家族が認知症になった際、あるいは本人が認知症になった際に、どのようなことが必要で大事にすべきことは何か等を考える契機となる内容といたしました。

（所管：介護保険課）

**3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。**

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がい

われています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内 30 ヶ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

#### 【回答】

定期巡回・随時対応型訪問介護については、介護が必要な状態になっても、一人一人の暮らしに合った住まいを中心に、医療や介護、予防だけではなく生活支援サービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの要のサービスの一つと考えています。

本市においては、平成 28 年 2 月に市の北部に 1 か所の事業所を整備し、サービスを提供していますが、採算に合う利用者の確保が難しい状態が続いている状況です。この理由としては、本サービスがこれまでのサービス形態と異なるため、介護支援専門員（ケアマネジャー）に具体的な活用のイメージや事業の実態が正確に伝わっていないことが考えられます。

また、既存のサービスからの切替えが難しいことや、サービスの利用回数に関係なく、月額の設定報酬のため、重度要介護者等多くのサービスを希望される方にとっては、他のサービス利用に制限が生じる等の課題があり、普及が進んでいない現状があります。

今年度においては、利用者の確保のため、介護支援専門員の研修会等において事業の説明を継続的に行う等、事業所と連携し利用者の拡大に繋げてまいります。

本市における在宅医療連携拠点は、「朝霞地区医師会地域包括ケア支援室（以下「支援室」という。）の名称により、平成 27 年 11 月 11 日（介護の日）に、和光市総合福祉会館内に設置されています。課題としては、現在、開設から約 1 年半が経過しておりますが、各専門職からの相談実績等が少なく、医療連携拠点としての機能が十分に発揮されていないことが挙げられます。

この支援室は、在宅療養をされている方々を支える重要な機関であるとの認識の下、今後も引き続き、周知に努めてまいります。

（所管：介護保険課）

#### 4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

#### 【回答】

特別養護老人ホームについては、現在、市内に広域型 5 か所 561 床、地域密着型の小規模施設が 1 か所 29 床が整備されています。新たに、平成 30 年 3 月に地域密着型 29 床、平成 31 年 3 月に広域型 100 床の開設を予定しています。

特別養護老人ホームの入所については、原則、要介護 3 以上が対象と変更になりましたが、要介護 1 及び 2 であっても、認知症や知的障がい等により、居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合においては、特例として入所が認められます。特例入所の手続については、入所申込者の状況等を十分に勘案した上で、各施設が主体となり判断をしています。施設が入所判定の判断を行うに当たっては、「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし、必要性が高

いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう周知していくとともに、施設から意見を求められた場合には適切に対応してまいります。

(所管:介護保険課)

**5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。**

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

**【回答】**

介護労働者の人材確保や処遇改善については、今後ますます高齢化が進展していく中、良質なサービスを提供する上で重要な課題の一つであると認識しているところですが、介護業界全体の問題であり、国を挙げての対策が必要と考えますので、機会を捉えて、国に要望してまいります。

介護人材の確保については、国による「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき介護人材の処遇改善、人材の確保、育成等、多様な取組が実施されていることから、市としては、事業所に対し、事業や制度の広報、周知に努めてまいります。

(所管:介護保険課)

**6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。**

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補給給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

**【回答】**

平成29年4月末現在、本市の要支援1、2、要介護1、2の認定者数は、全認定者数6,406人の約68%に当たる4,339人です。

安否確認を含めた生活援助サービスの利用や福祉用具の活用は、こうした利用者にとって在宅生活を維持していく上で最も重要なサービスと認識しています。

一方、2025年には団塊の世代が75歳を超え、超高齢社会を迎える中で更なる要介護認定者及び介護給付費の増加が見込まれますが、それを支える側の人口は減少しています。本市においても、このような状況にどう向き合っていくかが課題となっています。今後の国の動向を注視するとともに、必要に応じて市長会等を通じ、国に要望してまいります。

(所管:介護保険課)

**7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。**

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、

その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

**【回答】**

本市では、地域包括支援センターの機能強化のため、人員体制の見直し、地域包括支援システムの導入、地域包括支援センター職員の研修実施、運営方針の提示及び年度末の事業評価など、様々な取組を実施しているところです。

人員体制については、圏域の第1号被保険者数3,000人から6,000人を基準として、3専門職を1名ずつ配置し、さらに、圏域の第1号被保険者数が6,000人を超える場合には、専門職の配置人数を3人から4人に増加しています。

また、平成28年度は、西部圏域の高齢者人口が8,000人を越えたことに伴い、同圏域のうち、西堀・新堀地区を担当する新しい地域包括支援センターを増設するとともに、現在設置されている西部地域包括支援センターを機能強化型のセンターとし、包括的・継続的ケアマネジメント支援を核として、市内他センターの後方支援及び強化を図りました。

なお、医療と介護の連携におけるセンターの役割としては、医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築のため、地域の医療・介護の資源把握等を位置付けています。

地域医療介護総合確保基金については、地域包括支援センターの活動における活用はありません。

(所管：介護保険課)

**8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

**【回答】**

介護保険料の減免制度については、災害等のいわゆる法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方を鑑み、これを超えての独自の減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

また、利用者負担に関しては、保険料と同様に法定減免について規定しているほか、市単独事業として、住民税非課税世帯の方を対象に、介護保険利用者負担額の1/2を補助する介護保険利用促進補助事業を実施していますが、本市の財政状況が厳しい折、更なる軽減策の拡充は困難です。

利用料については、一定以上の所得がある方については、公平性の確保及び制度の持続を高める観点から費用負担が2割に見直されました。本市においても、国の法令等に基づき平成27年8月から要介護認定者の皆様に介護保険負担割合証を交付しています。負担割合証の発送には、負担割合の決定について、分かりやすく記載されたパンフレットを同封しています。

自己負担の増額は、サービスを利用する方にとって多大な影響があると考えられますが、上限額を超えて利用料を支払った場合に超えた分を払い戻す高額介護サービス費等の制度もありますので、活用していただくとともに御理解いただきたいと存じます。

(所管：介護保険課)

## 9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中等所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

### 【回答】

財政安定化基金は、都道府県に設置され、市が見込みを上回る給付費の増加や保険料の収納不足等により介護保険事業特別会計に赤字が出ることとなった場合に、市に対して資金の交付、貸付けを行うもので、保険料の引下げの財源に使用することはできません。

介護保険料率の設定においては、これまでも介護保険給付費支払準備基金の取崩しや所得段階の多段階設定により、保険料の据置きや上昇の抑制を図ってきました。

平成27年度の介護保険制度改正の中で、低所得者に対する保険料の軽減強化が図られ、これまでとは別枠で公費を投入し、この軽減強化策に対応してまいりました。

介護保険給付費支払準備基金の平成28年度末の残高は4億2,899万9,205円で、平成29年度当初予算において1億836万9,000円を取り崩しました。今後の保険給付費等の予算執行の状況にもよりますが、第7期の保険料設定に当たって、可能な限りこの基金を活用してまいります。

本市では、平成29年1月に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、調査結果報告書として取りまとめています。この中で、介護保険料について、保険料の金額を知っている方の8割近くが「(やや)高い」と回答しており、自由記述欄にも「保険料が高い」といった記載が多く見られます。その一方で、「介護保険サービスが充実するなら、保険料が高くてもやむをえない」といった回答も多くありました。

こうしたことから、第7期の保険料設定に当たっても、引き続き、給付と負担のバランスを考慮し、的確な保険料率の設定に努めてまいります。

第6期介護保険事業計画における平成28年度の給付総額及び被保険者数の計画値と実績値については、下表のとおり総給付費は見込みを下回っており、計画の数値内で推移しています。

		総給付費	被保険者数
平成28年度	計画値	8,195,239,000円	40,280人
	実績値	7,561,505,535円	40,858人

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

##### 【回答】

障害者差別解消支援地域協議会については、平成28年4月1日から、障害者基本法に基づき設置した合議制の機関である障がい者施策委員会がその役割を担うこととし、障がい者からの相談に係る事例を踏まえた協議等を行っています。

公共施設のバリアフリー化については、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき整備を進めています。本市に位置する新座駅及び志木駅南口の公衆用トイレには多目的トイレを設置し、また、各駅とも通路は駅の反対側に出られるよう整備され、通路が高架になっている志木駅南口にはエレベーターを設置しています。

また、バリアフリー化が必要な場所の点検等については、実施が可能か検討させていただきます。

(所管：障がい者福祉課)

#### 2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数(延べ人数でなく)を教えてください。

##### 【回答】

障がい福祉サービスについては、特定相談支援事業所の充実を図るとともに、新規の事業所の参入と併せて、サービス提供に至っていない事業所へのサービス実施を促し、利用者の希望に沿ったサービスの提供ができるよう努めてまいります。

ショートステイについては、障がいの重複や障がいの程度により受入れが限られる場合や緊急利用の場合など、近隣施設を含め希望どおりの利用が困難な状況にあることは承知しています。そのため、供給基盤の強化等必要な措置を図るよう県に要望しています。

新座市内のショートステイ箇所数 2か所 ベット数 3床(平成29年6月現在)  
他市町村のショートステイ利用実人数 25人(平成29年4月利用)

(所管：障がい者福祉課)

#### 3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約

880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】

本市では、地域活動支援センターⅢ型の運営に当たっては、新座市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱に基づき、市単独での補助金を交付しています。利用者の障がいの程度、職員の配置等によって、補助基準額を設定しており、今後も安定した運営を行うことができるよう、引き続き支援してまいります。

なお、他市町村の地域活動支援センターを利用している人数については、把握していません。

（所管：障がい者福祉課）

#### 4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるような負担の応能化を働きかけてください。

【回答】

生活サポート事業については、事業に要する費用の3分の1の額を利用者が負担するものですが、本市においては、子どもにあつては生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、1時間当たり450円から950円（全額）まで、県の補助対象とならない大人にあつては1時間当たり450円の利用料の助成を行っています。しかしながら、県の補助が本市の人口規模により年額200万円を上限としているため、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を考えますと、利用料の助成額及び利用時間を拡大し、利用者の負担軽減を図ることは難しい状況です。そのため、県に対し、引き続き補助金額の拡充等制度の改善を要望してまいります。

（所管：障がい者福祉課）

#### 5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回答】

障がい者等への支援の整備を図るために設置した地域自立支援協議会については、年4回の全体の協議会に加え、相談支援部会や子ども部会を随時開催し、事業所間の連携や情報の共有、研修による支援者のスキルアップを図っているところです。

また、障がい者の福祉に関する意識、意向等を把握するため、平成28年度に調査を行ったところであり、この結果を基礎資料とするとともに、協議会において、現行の第4期障がい福祉計画の実施状況の把握・評価を行い、次期の第5期障がい福祉計画を策定してまいります。

（所管：障がい者福祉課）

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

**【回答】**

障がい者の福祉に関する意識、意向等を把握するため、平成28年度に実施した調査において、本市にお住いの障がい者の80.5%が家族や一人で暮らすことを将来希望しているという結果が出ており、また、障がい者が生活する場として、入所施設やグループホームの基盤整備は必要であると認識しています。

グループホームについては、市内に9か所開設されておりますが、市外の方が本市にあるグループホームを利用されたり、市内の方が市外のグループホームを利用されたりしている状況であり、近隣のグループホームと連携を図っています。併せて、グループホーム等生活する場の整備について、平成29年度に策定する第5次障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画に盛り込むことを検討してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

**6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。**

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別(ローカルルール)を持ち込まないでください。

**【回答】**

65歳に達した障がい者の方の自立支援給付については、介護保険の介護給付に相当する給付の場合、介護保険を優先していただくことが障害者総合支援法に規定されているところであり、本市としても、これに沿った制度の利用をお願いしているところです。

しかしながら、利用料負担において増額になる場合があることも事実であり、住民税非課税世帯の方が介護給付を受ける場合は、その利用料負担の2分の1を助成する新座市介護保険サービス利用料助成金交付事業を活用いただいています。また、介護保険の支給限度を超える給付については、障がい者の個々の状況により自立支援給付を受けていただいているところです。

また、平成28年6月3日に一部改正され、平成30年4月1日から施行される障害者総合支援法においては、65歳に至るまでの相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用して一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障がい福祉制度により利用者負担を軽減する仕組みを設けるととも



に、障がい福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する措置が採られます。こうした法改正にも対応し、引き続き、可能な限り利用者本位の制度運用に努めてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

#### 7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめるとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

##### 【回答】

本市では、平成18年7月1日から、国民健康保険制度及び社会保険制度を利用されている方が、朝霞地区4市内（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）で協定を締結している医療機関等で受診する場合は、外来で1医療機関の1か月の自己負担額が21,000円未満のときに、現物給付を実施しています。現物給付の利用できる地域を朝霞地区4市以外の地域へ拡大するためには、当該地域の医師会と朝霞地区医師会の協議及び調整が必要となることから、非常に難しい問題であると考えます。

しかしながら、現物給付の広域化については要望も多いことから、県に対して、県が主体となって県内で統一的な助成制度を確立するよう求めています。また、制度の拡充（精神障がい者保健福祉手帳2級所持者を重度心身障害者医療費支給事業の対象とすることや精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費の県補助対象とすること等）についても併せて要望しています。

(所管：障がい者福祉課)

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

##### 【回答】

本年4月1日時点の待機児童数については、本市の基準では190名となっており、前年同時期の待機児童数158名と比較して32名の増加となっています。本市の待機児童の算定方法としては、国基準の待機児童には含まれない求職活動休止中や家庭保育室等を利用しながら保育所を希望する人数を含んでおり、より実態に近い数値となっていると考えています。

なお、国基準（新定義）による待機児童数は、89名となっています。

(所管：子育て支援課)

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認

可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

**【回答】**

本市では、保育園の新設、増改築等の実施により、定員増に向けた取組を行ってまいりましたが、待機児童の解消に至っていない状況です。引き続き、保育園の新設、増改築等による整備を進め、待機児童の解消を図ってまいります。

認可施設へ移行する認可外保育施設に対する補助については、本市では、国の補助制度に基づく認可保育園へ移行するための整備費補助を実施しています。

引き続き、国の補助制度を活用した整備費補助を行うとともに、国への交付金の増額については、埼玉県を通じて要望してまいります。

また、地域型保育施設への運営費補助の増額については、事業者の運営状況などを踏まえた上で検討してまいります。

(所管：子育て支援課)

**2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に 10000 円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

**【回答】**

国において、保育士等の給与の引上げを行う方針が示されています。国の動向を注視し、必要に応じた予算措置を図ってまいります。

また、本市では、市単独補助として、保育士に限らず、法人保育園で勤務する常勤職員一人につき月額 10,000 円を補助し、保育士の処遇改善を行っています。

(所管：子育て支援課)

**3. 保育料を軽減してください。**

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

**【回答】**

本市では、低所得世帯の保育料について、国の基準に基づき軽減措置を拡充しました。内容としては、世帯の年収が約 360 万円未満相当となる世帯の教育認定子どもに係る保育料の減額、及び要保護者等（ひとり親等）に該当し、かつ世帯の年収が約 360 万円未満相当となる場合は、教育認定子どもと保育認定子どもに係る保育料を軽減しました。また、市町村民税が非課税の世帯の教育認定子どもについては、第 2 子以降の保育料を無料としました。

(所管：子育て支援課)

**4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

**【回答】**

保育所の統廃合については、平成 27 年度に 2 園あった公立保育園を 1 園に統合し

ましたが、その他の保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などを実施する予定はありません。

認定子ども園への移行については、保育園や幼稚園等の設置者から相談等があれば、個別に内容をお伺いして対応しています。

平成27年度に市内1か所の幼稚園で幼保連携型認定こども園への移行がありましたが、その他の幼稚園で認定こども園への移行予定はありません。

(所管：子育て支援課)

### 【学童】

#### 5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

### 【回答】

放課後児童保育室の施設整備については、市で運営についての基準を条例で定めていることから、狭あい化、大規模化している施設の中で対応可能な場所から整備を行う予定です。平成29年度については、空き教室を利用し、2か所改修・整備を行う計画となっています。

(所管：子育て支援課)

#### 6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用して下さい。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

### 【回答】

本市では、平成18年度から新座市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行っており、支援員の採用計画及び給与等の処遇に関してお答えすることができません。

しかしながら、本市としても、支援員は専門性が高く、採用が比較的困難な職であると認識しており、安定した支援員の雇用を可能とするため、勤務形態、処遇等について、新座市社会福祉協議会と協議してまいります。

なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金については、本市では平成26年度から活用しており、平成28年度までは一時金を支給しておりましたが、平成29年度からは嘱託職員の基本給を月額4,600円、非常勤職員の時給を20円引き上げることとしました。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金を活用して、更なる処遇改善を検討してまいりたいと存じます。

(所管：子育て支援課)

#### 7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

### 【回答】

市内公立小中学校の屋内トイレについては、順次改修を進め、平成26年度までに全校の改修を完了しました。また、学校の空調設備については、平成25年度までに順次設置を進め、特別教室を含めた全教室に整備を完了しました。引き続き、屋外ト

トイレの改修及び空調設備の更新を行い環境整備を図ってまいります。

放課後児童保育室の児童が利用するトイレについては、全ての施設で洋式トイレを利用できる状況となっておりますが、6施設において男女共用のトイレとなっております。男女別への改善については、今後、施設の整備、改修を計画していく中で検討してまいります。空調設備については、全ての施設に設置されています。

(所管：子育て支援課、教育総務課)

### 【子ども医療費助成】

#### 8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

#### 【回答】

平成25年4月1日診療分から、こども医療費対象年齢を入院、通院ともに18歳年度末まで拡大しました。

また、国のこども医療費助成制度創設及び県の助成対象年齢の拡大についても、要望してまいります。

(所管：児童福祉課)

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでのちに關わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

#### 【回答】

本市では、各部署で生活困窮に關わる相談があった際には、その状況に応じて生活保護や生活困窮者自立支援制度を所管する生活福祉課窓口につなげるよう連携を図っています。また、地域の民生委員や地域包括支援センター等との連絡・連携体制を整え、生活困窮者からの相談に幅広く対応できるように努めています。

さらに、平成27年度の生活困窮者自立支援制度の施行以降は、制度の案内チラシを社会福祉協議会やハローワーク等に設置し、生活に困窮されている方が相談窓口につながるよう努めています。

(所管：生活福祉課)

### 2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

#### 【回答】

「同意書」については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日 社援保発第0330001号）」中での「申請の際又は申請後速やかに同意書を申請者から提出させるようにする。」との通知に基づき、提出いただいています。

また、資産申告については、平成26年7月の改正生活保護法において、生活保護受給者の適切な家計管理を促す観点から、生活保護受給者が主体的に生計の状況を把握する責務を法律上に規定し、福祉事務所が必要に応じ円滑に支援することを可能にしたことを踏まえ、「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）」に基づき、年1回の資産申告を頂いています。

なお、資産申告書の内容に疑義のある場合を除き預金通帳の提出は求めてはいません。

（所管：生活福祉課）

### 3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

#### 【回答】

本市では、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないように十分に配慮し、地方税法15条の7第1項第2号の規定により、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する場合は、滞納処分の執行停止を行っています。

（所管：納税課）

### 4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯のくらしが圧迫され、健康で文化的なくらしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

#### 【回答】

生活保護基準については、全国消費実態調査や社会保障生計調査等を基に全国的な物価や消費の動向、生活水準の地域差などを総合的に検証されたものであるため、生活保護の実施主体である福祉事務所として保護基準等の改正について、国に対し要請する考えはありません。

（所管：生活福祉課）

### 5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

#### 【回答】

本市の現業員の員数（平成29年4月1日現在）は、標準数と比較して、充足しています。今後においても、精神保健福祉士や社会福祉士等の有資格者の配置や保護世帯数に応じた現業員、相談員の適正な配置に努め、親切、丁寧な対応を図ってまいり

ます。

なお、近年、援助困難ケースへの対応等に際し、現業員への負担軽減を目的に、警察官OBを福祉事務所に配置する例が散見されますが、本市では、現在のところ採用していません。

(所管：生活福祉課)

## 6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

### 【回答】

社会福祉法第2条第3項に規定されている第2種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき設置された無料低額宿泊所は、一時的な起居の場として利用されるものと認識しています。本市では、当該施設を利用している生活保護受給者の意向や能力を個別ケースごとに勘案し、適切に居宅生活への移行を図ってまいります。

(所管：生活福祉課)

## 7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

### 【回答】

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を生活福祉課内に設置し、直営により実施しており、昨年度は258件の相談がありました。今後も幅広く相談を受け、適切な支援策、支援機関につなげていけるような体制の整備に努めてまいります。また、同法に基づく任意事業としては、子どもの学習支援事業を実施していますが、他の事業についても、実施している他市の状況、動向を注視してまいります。

(所管：生活福祉課)

## 8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

### 【回答】

生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援事業を利用し、関係機関から継続的な支援を受けることを条件に社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度が拡大実施されることになっています。市では、相談者から生活状況を把握していく過程で、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行った上で、他法他施策の活用等について助言を行い、生活保護ではなく自立相談支援事業を利用した生活福祉資金の活用を希望される場合には、窓口となる新座市社会福祉協議会を御案内しています。

(所管：生活福祉課)

## 【就学援助】

### 9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

## 【回答】

本市では、平成29年度から新入児童生徒学用品費等の支給金額を小学校は20,470円から40,600円、中学校は23,550円から47,400円へ増額いたしました。

また、文部科学省からの通知を踏まえ、適切な時期に援助が行えるよう、平成30年4月に小・中学校に入学予定の児童生徒等の保護者に対し、今年度の3月に新入児童生徒学用品費等を支給するための準備を行ってまいります。

具体的な就学援助制度の周知や申請方法等については、現在検討しているところです。特に小学校に入学する児童の保護者に対する周知方法等で課題はありますが、就学時健診の通知や入学通知書の案内の際に周知するなど工夫をしてまいります。

(所管：学務課)